

埼玉地方最低賃金審議会 小委員会運営規程

(目的)

第1条 埼玉地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する小委員会（以下「小委員会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）及び埼玉地方最低賃金審議会運営規程（以下「審議会運営規程」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(設置)

第2条 小委員会は、審議会運営規程第3条に基づき、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、審議会会長が設ける。

(組織)

第3条 小委員会の委員は、審議会の議決により、審議会の委員のうちから、審議会会長が指名する。

- 2 小委員会は、審議会の労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各3名によって組織する。
- 3 小委員会は、特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性の有無の審議を行う場合であって、委員長が必要があると認めるときは、当該特定（産業別）最低賃金が適用される関係労使のオブザーバーを参加させて意見を述べさせることができる。

(委員長)

第4条 小委員会に委員長（以下「委員長」という。）を置く。

- 2 委員長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が委員長の職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときのほか、埼玉労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期

日の1週間前までに、委員長に通知しなければならない。

- 3 委員長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。
- 4 委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各2名以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 委員会の議事は、全会一致により決することを旨とするが、議をつくした後、やむを得ない場合は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各2名以上をもって決する。

(委員の出席)

- 第6条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、前条第4項の会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に通知しなければならない。
 - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ委員長に通知しなければならない。

(会議の議事)

- 第7条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けるものとする。
 - 3 小委員会、委員が必要であると認めるときは、委員及びオブザーバーでない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第9条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第10条 委員長は、審議した事項の結果については、速やかに審議会に報告するものとする。

(小委員会の廃止)

第11条 小委員会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年7月5日から施行する。